

(9) 自動現像機( A P 4 1台)	1,640千円
(10) 検査用リーダー( D V M 1台)	305千円
(11) フィッシュ撮影機( フジ 105×148mm用 60×98mm兼用 S105C mode 1台)	11,000千円
(12) フィッシュ・リーダープリンター( リコー Rimec 600F @ 550千円 5台)	2,750千円
(13) 電子式複写機( 整理装置付 Xerox 720 レンタル料 @ 45.6千円/月, ミニマム・コピー料金 25,000枚分 @ 205千円/月 2台 12か月分)	6,014.4千円
(14) 語学研修室内部設備( L L アナライザ付 フルラボ・フルリモコン方式・ワンセンテンス・ リピートキュー付 24ブース 70m <sup>2</sup> 1室)	6,842.4千円
計	779.723.8千円
特 殊 設 備 費	684.417.4千円
その他の借料( 12か月分) 電子計算機	89.292 千円
電子式複写機	6,014.4千円

[10-27]

総学庶第1553号 昭和52年11月21日

内閣総理大臣 福田赳夫 殿

日本学術会議会長 越智勇一

写送付先：内閣官房長官、総理府総務長官、警察庁長官、官内庁長官、行政管理庁長官、北海道開発庁長官、防衛庁長官、防衛施設庁長官、経済企画庁長官、科学技術長官、環境庁長官、沖縄開発庁長官、国土庁長官、法務大臣、外務大臣、太蔵大臣、文部大臣、厚生大臣、農林大臣、通商産業大臣、運輸大臣、郵政大臣、労働大臣、建設大臣、自治大臣、最高裁判所事務総局事務総長、衆議院事務局事務総長、参議院事務局事務総長、国立国会図書館長、国立公文書館長、会計検査院事務総局事務総長、人事院事務総局事務総長、日本専売公社総裁、日本国有鉄道総裁、日本電信電話公社総裁、各都道府県知事

官公庁文書資料の保存について(要望)

標記について、日本学術会議第73回総会の議決に基づき、下記のとおり要望します。

#### 記

我が国の近代官公庁文書(公文書)の保存及び利用の体制は、欧米諸国より著しく遅れていたが、昭和34年に本会議が行った「公文書散逸防止について」の勧告に基づき、昭和46年に国立公文書館が設置され、また昭和44年に本会議が行った「歴史資料保存法の制定について」の勧告が契機の一つとなつて、若干の地方公共団体において、資料館、文書館等が設立され、公文書保存につ

いて、一定の前進がみられたことを評価したい。

しかし、現行の公文書保存制度は不完全なものである。そのため公文書のうち後世の国民のため重要な資産であり、学術研究に不可欠な資料のごく一部だけが、文書館等に収められているにすぎない。公文書量の激増に伴い、いずれの官公庁においても、文書の保存場所が確保できず、公文書館等に引き渡される一部のものを除き、文書が破棄されるか、散逸しつつあり、そのため多数の貴重な資料が消滅しつつある。

したがって価値ある官公庁文書の消滅を防ぎ、これらを学術研究資料として保存し、その利用を保障するために、例えば「公文書館法」の制定による公文書保存の新体制を確立することが必要であるが、政府において、以下の諸点に留意し、差し当たりの重点を保存におき、早急な措置をとることを要望する。

- (1) 保存期間が定められている公文書等の官公庁文書資料のうち、文化財として、又は学術上価値あるものについて保存期間経過後においてもそれを破棄することなく保存する。  
保存期間が定められていないものについても同様な措置をとる。
- (2) 上述の官公庁文書資料は膨大な量になるので、その全部を保存することは不可能であるから、保存期間中は完全な保存を行つたうえ、文書の目録を作成し、この目録を閲覧に供するなどして学識経験者の意見を聞いた上で、更に保存するかあるいは破棄を決めるような体制を作る。
- (3) 原資料の保存が望ましいが、収納場所その他でやむを得ない場合にはマイクロ化したものを探存する。
- (4) 保存が決定したものについては、将来の利用に備え、目録を作成し、その目録を一定の場所で閲覧できるようにする。
- (5) これらの文書資料は将来は原則として公開し、研究者の利用に供すべきものであり、また一定期間公開できないものについても、保存、整理、目録の作成を行う。
- (6) 指定統計の個票等についても、将来の研究に必要なものについて保存を行う。ただし、利用については、慎重を期し、また必要な法律改正等を行う。
- (7) 地方公共団体等の文書資料はさきに勧告した「歴史資料保存法の制定について」及び本要望の趣旨に従つて、それぞれの場所において保存する。
- (8) 上記趣旨を実現するために必要な予算・人員を各省庁等に配賦し、地方公共団体等に財政的援助を行う等必要な措置をとる。
- (9) なお、この要望の実現については国公立公文書館等の協力を求めるものとする。

(別 紙)

#### 説 明

##### 1 要望の趣旨

本会議は、昭和34年11月22日第29回総会の議に基づき、「公文書散逸防止について」

の勧告を行い、これを契機とし国立公文書館の設置をみたことにより、内閣その他中央官庁の公文書の収集・整理・保存が行われ、また一般の利用に供せられるようになつている。

しかし現行の公文書保存制度は不完全である。国立公文書館は既に昭和20年までの内閣及び省庁の文書を収納保存しているが、保存期間終了後の各省庁の文書の移管については法的拘束力がなく、また評価基準等も確立されていないため、昭和21年以後の各省庁の文書の移管は十分なされていない。他方、各省庁は膨大な文書の移管場所に困り、保存期間終了後の文書を逐次破棄しつつある。また保存期間の定めのない文書のなかには、史資料的価値の高いものもあるが、これらは保存措置がとられていないため、目的終了とともに散逸しつつある。

また、本会議は、昭和44年11月1日第55回総会の議に基づき「歴史資料保存法の制定について」の勧告を行い、歴史資料、すなわち古文書を含む、文書・記録等の散逸、廃棄の危機にひんしていることからがみ保存措置の原則 文書館設置の大綱を明示した。この勧告は、全面的には実施されていないが、その後いくつかの地方公共団体において資料館・文書館の設立がなされているが、しかし、地方公共団体の文書等の保存は全体としては不十分なため、貴重な資料となるものが散逸するおそれがある。

特にここ10年来、マイクロ化(マイクロフィッシュ、マイクロフィルム)の技術またこれらの検索に関する技術が急速に進歩し、これによつて、在来困難であった大量の情報を保存、利用することをも併せて考えるべきである。

上記文書資料の消滅を防止するためには、公文書館法ともいるべき、文書資料の収集、整理、保存等に関する法律の制定が必要であるが、当面保存に関する措置は一刻も早く行う必要があるので、ここで要望する。

## 2 保存すべき官公庁文書資料

- (1) 官公庁資料には、ア)立法過程における各種審議の委員会の資料、イ)行政過程における各種審議会、委員会等の議事録及び会議資料、ウ)各省庁、政府関係機関(各省庁の地方支分部局、三公社及び特殊法人を含む)及び地方公共団体(地方議会を含む)の記録報告書・統計・調査研究資料(開発等のために委託した調査報告書等を含む)並びにエ)裁判関係記録及び資料を含むものとする。
- (2) 立法・行政過程の資料の若干のものは、国立公文書館等に収められ、また一定範囲のものは、実務上の必要からそれぞれ保存されるであろう。しかし、これらの資料と学術研究上の必要性・重要性から整理保存が望まれるものは、その範囲が必ずしも一致するとは限らない。将来の研究の動向及び評価基準の変化を考えれば、これらの官公庁文書資料の全部を整理保存することが望ましいが、膨大な量に達するため不可能に近いであろう。したがって、差し当たりは次の措置をとるべきである。現在保存期間が定められているものについては、保存期間中は、完全に保存を行うと同時に資料・文書の目録を作成し、これを研究者の自由な閲覧に供して、保存に関する意見を聴取し、これに基づいて保存するか破棄するかを定める。なお、保存の基準に関しては、学識経験者を加えた審議会(委員会)を各省庁、地方公共団体ごとに設置することが望ましい。個々のものについて保存あるいは破棄を決定する方法についてもこの審議会(委員会)で定めるべきであろう。

また、マイクロ化を行うかどうかの決定についても上記審議会（委員会）の意見をきくべきである。

- (3) 裁判関係資料（事件記録及び事件書類）は、現在「事件記録等保存規程」で処理されていて、事件の書類によって保存期間が異なるが、判決原本は30～50年、その他記録書類は3～10年となっている。

資料の特別保存については、上記規程で、特別必要があるもの、参考資料となるものは期間満了後も保存することになっているが、(2)に述べた方法に準じて、保存時間が過ぎるまでに法学研究者等の意見をきいたうえで、最高裁の指示により、最高裁において保管し、学術研究上の目的で利用できるようにする。

- (4) 指定統計調査等の個票の保存については次の点を考慮する。

ア) 秘密の保持が義務付けられているが、この趣旨を厳重にしたうえで、法律を改正し、十分長い期間後に統計調査の個票設計を別な形に組直し等ができるよう、現行の保存規程で定められている以上の期間保存できるようにする。

イ) 指定統計以外の実態調査等についても保存する。

### 3 保存の方法とるべき措置

- (1) 官公庁資料は、原資料の形で保存するのが望ましいが、マイクロ化することも考慮すべきである。
- (2) これらの文書資料の収集・整理・保存の業務を行うために、将来は、しかるべき組織を設置することも必要と考えられるが、差し当たりの緊急の措置としては、既存の諸機関に必要な人員を配置するとともに予算措置を講ずる。
- (3) 文書資料は公開を原則とするが、少なくとも一定の期間公開できないものについても、保存、整理、並びに目録の作成・保存を確実に行っておくようになり、一定の期間経過後は公開する。
- (4) 文書資料の目録を作成し、その目録を一定の場所で閲覧できるようにする。
- (5) 統計の個票については、法律改正をして保存しその他の件についても必要な法令・規則等の改正を行う。
- (6) 中央省庁のものは、保存するかを決定するまでは、保存時間が過ぎた後においてもそれぞれの省庁の責任で保管する。なお、各省庁の地方支分部局の文書等の保管もこれに準じて、現地で保存する。
- (7) 地方公共団体に対して公文書館の設置を奨励する措置をとる。地方公共団体の公文書は現地の公文書館で保存し、目録を作成して、これを国立公文書館及び他の地方公共団体の文書館等に送付する。
- (8) 刊行されている官公庁資料においては、現行どおり国立国会図書館において、収集・整理・保存し利用に供するものとする。なお、一般に公表されているものに限らず内部資料についても上記に準ずる。

### 4 将来の課題

本要望は早急にとるべき必要な措置を述べたものである。官公庁文書資料の保存及び利用の体制の確立にとっては、以下のことが必要であり、本会議は引き続き勧告案の作成の作業を進める

方針である。

- (1) 文書館法の制定
- (2) 公文書行政の確立
- (3) 文書専門職制度の確立
- (4) 官公庁文書学の研究、教育の確立と専門家の養成

10-28

総学庶第1554号 昭和52年11月21日

内閣総理大臣 福田赳夫 殿

日本学術會議会長 越智勇一

写送付先：文部大臣、科学技術庁長官、厚生大臣、自治大臣、国立大学協会会長、公立大学協会会長、日本私立大学協会会長、日本私立大学連盟会長、私立大学懇話会会長、日本医師会会長、日本歯科医師会会長

#### 東洋医学の研究教育体制の確立について（申入れ）

標記について、日本学術會議第73回総会の議決に基づき、下記のとおり申入れます。

記

次の事項について格別の配慮の上、その促進について早急に十分な措置を講ぜられたい。

東洋医学の研究と教育を行う体制を整備すること。

東洋医学は、独自の理念と実践的な高度の技術を有する治療医学体系であるが、我が国では、明治時代の医学教育、医療制度の改革も一因となって衰微するに至つた。

しかしながら、近年ハリマニア等の発見、その基礎医学的研究の諸外国における急速なる発展及び諸種の難治性疾患に対し、しばしば著効を収めたとする報告の漸増等により、我が国医学界はにわかに東洋医学に注目することとなり、さきに数十種の漢方薬は薬価基準収載品に加えられ、また鍼灸治療を希求する患者は急増しつつある。

しかるに、医師の中にも東洋医学に基づく医療を併用する者の数が急速に増加しつつあるのが実情である。現行医学教育制度においては東洋医学の教育課程の整備が不十分である。

また、鍼灸師の現状は、医療機器の進歩に即応し得る知識のみならず、医療の実際において要求される医学の基礎知識は必ずしも十分ではないので、その教育水準を高めるよう教育内容の刷新を図り、医療の万全を期すべきであると考える。

他方、諸外国においては、医科大学において東洋医学の正期講義の開講、病院においては鍼灸科が設置され、更に東洋医学の研究所が設立されつつある。

このような状況にかんがみ、東洋医学に関する研究制度の改革を行うと共に医師に対する東洋医学の教育並びに鍼灸師に対する基礎医学教育の推進を図ることを申入れるものである。

なお、これらの目的を達成するために、将来必要に応じて東洋医学に関する審議機関及び研究所